

## 介護老人保健施設 鴨池慈風苑 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）運営規程

### （運営規程設置の主旨）

第1条 医療法人 慈風会が開設する介護老人保健施設 鴨池慈風苑において実施する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）（以下「当事業所」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

### （事業の目的）

第2条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従つて、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

### （運営の方針）

第3条 当事業所では、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。

- 2 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 5 当事業所では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 7 利用者の個人情報の保護は、『医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス』に則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
- 8 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地等)

第4条 当事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 事業所名 介護老人保健施設 鴨池慈風苑 通所リハビリテーション事業所
- (2) 開設年月日 平成 7年 10月 3日
- (3) 所在地 鹿児島県 鹿児島市 東郡元町11番6号
- (4) 電話番号 099-252-8291 FAX番号 099-252-5526
- (5) 管理者名 石丸 恵子
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(4650180062号)

(従業者の職種、員数)

第5条 当事業所の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者 1人
- (2) 医師 1人以上
- (3) 薬剤師 1人以上
- (4) 看護職員・介護職員 3人以上
- (5) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 1人以上
- (6) 栄養士又は管理栄養士 1人以上
- (7) 事務職員 1人以上

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、当事業所に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、事業所で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づく介護を行う。
- (6) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (7) 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。
- (8) (その他、事務員、調理員等について直接雇用している場合、記載する。)

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間以下のとおりとする。

- (1) 毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする(年末年始を除く)
- (2) 営業日の午前9時から午後4時までを営業時間とする。

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーションの利用定員数は、30人とする（介護予防通所リハビリテーションの利用者も含む。）

(事業の内容)

第9条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、（介護予防にあつては介護予防に資するよう、）医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なりハビリテーションを行う。

2 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、入浴介助を実施する。

3 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、食事を提供する。

4 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

※各種加算等については、別途 資料（料金表）をご覧ください。

(利用者負担の額)

第10条 利用者負担の額を以下とおりとする。

(1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。

(2) 食費、日用生活品費、教養娯楽費、理美容代、基本時間外施設利用料、おむつ代、区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料を、利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

鹿児島市（旧鹿児島市）

※対象地区内であっても送迎にかかる時間などによっては実施できないこともあります。

(身体拘束等)

第12条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(虐待の防止等)

第13条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第 14 条 当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(記録)

第 15 条 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後 5 年間保管する。

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは原則として必要な実費を徴収の上これに応じます。
- 3 当施設は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備する。

(要望又は苦情等の申出)

第 16 条 当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 対応窓口として担当支援相談員を設置する。また、所定の場所に「ご意見箱」を設置し、施設長宛ての文書を投函できる体制を整備する。
- (2) 要望又は苦情等に対し、速やかに真摯な対応を行う。

(事業所の利用に当たっての留意事項)

第 17 条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 当事業所利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第 10 条に利用料として規定されるものであるが、同時に、事業所は第 9 条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。

飲酒・喫煙	健康増進法により、苑内・敷地内は禁煙となっております。喫煙はご遠慮ください。 飲酒は、病状等の兼ね合いもありますので、お持ち込みはご遠慮願います。 ご希望の際は、必ず職員へお知らせください。
他科受診	原則、通所リハビリテーション利用中の病院受診はできません。 ※緊急やむを得ない場合には、通所リハビリテーションを中止し病院受診となります。 あらかじめ受診日が決まっている場合は利用日を変更または利用時間を短縮するなど事前に調整をお願いします。
設備の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。 これに反したご利用により破損等生じた場合、賠償していただくことがございます。くれぐれもご注意ください。 なお、利用に当たって不明瞭な点は職員にお尋ね下さい。
所持品管理	私物の持ち込みは最小限度にとどめ、日常生活に必要なでない特別な物品の持ち込みや危険物の持ち込みはご遠慮下さい。 ※私物に関しては、必ずお名前をご記入下さい。 ナイフ・ハサミ等の管理は職員にご相談下さい。場合によっては、施設で管理させていただきます。 ※利用者間の金銭の授受や貸し借り、食品の受け渡しはご遠慮下さい。

貴重品管理	補聴器・眼鏡・腕時計等の貴重品は、原則として自己管理とさせていただき、万が一紛失等があった場合は責任を負いかねます。
現金等管理	多額の現金持ち込みはご遠慮下さい。万が一現金等の紛失があった場合は責任を負いかねます。
宗教活動等	施設内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。

(非常災害対策)

第 18 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には事業所管理者を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上（うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う）
  - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年 1 回以上
  - ③ 非常災害用設備の使用法の徹底……随時
 その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (7) 当事業所は、(6) に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 19 条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 20 条 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を行う。

(職員の服務規律)

第 21 条 当事業所職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 22 条 当事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 当事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第 23 条 当事業所職員の就業に関する事項は、別に定める介護老人保健施設 鴨池慈風苑の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 24 条 当事業所職員は、当事業所が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事するものは、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第 25 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
  - (1) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - (3) 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 26 条 当事業所職員に対して、当事業所職員である期間および当事業所職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報等を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、当事業所職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 27 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、当事業所職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、当事業所内に掲示する。
- 3 当事業所は、適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 従事者の研修  
職員の資質向上のための研修の機会を次のとおり設けるものとし、またその為の業務体制を整備する。  
①採用時研修 採用後 3 ヶ月以内      ②継続研修 年 2 回  
③内部研修 年 1 2 回      ④外部研修 年間研修計画により参加
- 5 介護保健施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない運営に関する重要事項については、医療法人 慈風会 介護老人保健施設 鴨池慈風苑の役員会において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

(付 則)

令和 6 年 6 月 1 日（介護保険改定のため、料金表変更）

● 介護給付

1.基本報酬(1日あたり)

	自己負担額			
	3～4時間	4～5時間	5～6時間	6～7時間
要介護度 1	486円	553円	622円	◎ 715円
要介護度 2	565円	642円	738円	◎ 850円
要介護度 3	643円	730円	852円	◎ 981円
要介護度 4	743円	844円	987円	◎ 1137円
要介護度 5	842円	957円	1120円	◎ 1290円

2.加算

	自己負担額	加算内容
◎ 入浴介助加算(Ⅰ)	40円 / 日	入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して、入浴介助を行う
入浴介助加算(Ⅱ)	60円 / 日	個別の入浴計画の作成及び計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて入浴介助の実施
◎ リハビリテーションマネジメント加算(ロ) ※開始から6月以内	593円 / 月	利用者毎のリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用する等
◎ リハビリテーションマネジメント加算(ロ) ※開始から6月超	273円 / 月	
◎ 上記に加えて	270円 / 月	事業所の医師が利用者又は家族に対して説明、同意を得た場合
リハビリテーション提供体制加算 3時間以上4時間未満 1	12円 / 日	当該事業所に配置されている理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の合計数が、当該事業所の利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であること
〃 4時間以上5時間未満 2	16円 / 日	
〃 5時間以上6時間未満 3	20円 / 日	
◎ 〃 6時間以上7時間未満 4	24円 / 日	
◎ 退院時共同指導加算	600円 / 回	退院時カンファレンスへ理学療法士等が参加し情報共有した場合に一回につき算定
◎ 短期集中個別リハビリテーション加算	110円 / 日	医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が、利用者に対して、その退院(所)日又は認定日から起算して3月以内の期間に、個別リハビリテーションを集中的に行った場合
◎ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18円 / 回	介護職員の総数に対する介護福祉士の割合が50%以上
◎ 送迎未実施減算	47円 / 片道	利用者に対してその居宅と事業所間の送迎を行わない場合
◎ 栄養アセスメント加算	50円 / 月	管理栄養士等、多職種協働による栄養アセスメントの実施
◎ 科学的介護推進体制加算	40円 / 月	利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等の基本的な情報を、厚生労働省に提出する

3.その他の加算

	負担割合	加算内容
◎ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	8.6% / 月	介護職員の賃金改善のため、上記負担額の8.6%
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	8.3% / 月	介護職員の賃金改善のため、上記負担額の8.3%
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	6.6% / 月	介護職員の賃金改善のため、上記負担額の6.6%
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	5.3% / 月	介護職員の賃金改善のため、上記負担額の5.3%

4. 介護保険外料金

	自己負担額
◎ 食費(食材料費等)	550円 / 回
◎ その他	実費

# 予防介護通所リハビリテーション

## ● 予防給付

### 1.基本報酬(1月あたり)

		自己負担額		
		1割	2割	3割
◎	要支援 1	2268円	4536円	6804円
◎	要支援 2	4228円	8456円	12684円

### 2.加算

		自己負担額	加算内容
◎	サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 要支援1	72円 / 月	介護職員の総数に対する介護福祉士の割合が50%以上
◎	〃 要支援2	144円 / 日	
◎	退院時共同指導加算	600円 / 回	退院時カンファレンスへ理学療法士等が参加し情報共有した場合に一回につき算定
◎	栄養アセスメント加算	50円 / 月	管理栄養士等、多職種協働による栄養アセスメントの実施
◎	科学的介護推進体制加算	40円 / 月	利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等の基本的な情報を、厚生労働省に提出する

### 3.その他の加算

		負担割合	加算内容
◎	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	8.6% / 月	介護職員の賃金改善のため、上記負担額の8.6%
	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	8.3% / 月	介護職員の賃金改善のため、上記負担額の8.3%
	介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	6.6% / 月	介護職員の賃金改善のため、上記負担額の6.6%
	介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	5.3% / 月	介護職員の賃金改善のため、上記負担額の5.3%

### 4. 介護保険外料金

		自己負担額
◎	食費(食材料費等)	550円 / 回
◎	その他	実費